



いきいきふるさと“夢”支援金 の事業を募集します!!

長野市古里支所では地域の活性化や課題解決に向けた取り組みを支援するため、地域で活動する団体に「いきいきふるさと“夢”支援金」を交付します。

交付ご希望の団体は、募集期間内に所定の事業計画書を長野市古里支所までご提出ください。

※古里地区の募集要項においては、長野市支所発地域力向上支援金を「いきいきふるさと“夢”支援金」と呼んでいます。

1 交付の対象者 古里地区内で活動している(予定を含む)団体

2 交付の対象となる事業

- 地域住民の保健福祉の充実を目的とする事業
- 地域住民の教育、文化の振興を目的とする事業
- 地域の安全安心の実現を目的とする事業
- 地域の環境保全や景観形成を目的とする事業
- その他地域の活性化に資する事業



3 支援金の交付額

対象事業費:3万円以上 補助率:10/10

なお、1事業当たり50万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。

4 募集期間 令和7年5月1日(木)～5月30日(金) ※必着

交付の対象となる事業は、選考委員会にて下記の視点による審査により決定し、申請者に通知します。(完了後は評価・公表します。)

- 事業の必要性(地域にとっての必要性)
- 事業の適正性(費用負担及び積算方法、実施体制等)
- 事業の効果(受益者の対象範囲、事業により解決できる課題等)
- 事業の将来性(支援金終了後の自立と発展の可能性)

【事業の流れ】



時 期	古 里 支 所	申 請 団 体
令和7年5月	事業の募集(5/1～5/30)	応募(事業計画書を提出)
6月	選考委員会の開催 採択事業の決定・通知 交付決定通知書の送付 (必要に応じて概算払い)	支援金交付申請書を提出 事業開始 (必要に応じ概算払申請)
		←……(中途、事業を変更・休止・中止する場合は届出)
令和8年3月	 支援金の支払い 選考委員会にて評価し、公表	事業完了 実績報告書・自己評価書 ・交付請求書を提出

【留意事項】

➤ 交付の対象とならない事業

宗教的又は政治的活動に関係する事業、公序良俗に反する事業、特定の企業・団体・個人の利益を追求する事業、その他適当でない事業

➤ 交付の対象とならない経費

他の団体で行っている補助金等の交付を受ける経費、3年に満たない活動に要する備品(3万円以上)、懇親のための飲食費、団体の人件費、その他適当でないと認められる経費、支援金交付決定前に支出された経費

➤ 対象事業費が3万円未満となった場合には、支援金が交付されません。

【お問い合わせ先】《事前に電子メールで問合せいただければ様式を送信します。》

〒381-0007 長野市大字金箱635-16 長野市古里支所

TEL: 296-2587 FAX: 295-4584 Eメール: furusato@city.nagano.lg.jp